

白子町男女共同参画推進計画 (案)

白子町

～はじめに～

ひとりひとりが互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、地域社会の発展にとって極めて重要な課題の一つです。



近年、人口減少や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、経済のグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化など社会経済情勢が急速に変化する中、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行・拡大も重なり、私たちをとりまく社会のあり方は様変わりをしようとしています。

このような状況下において、将来にわたり持続可能な地域社会の発展に向けては、ひとりひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現がより強く求められています。

町では、こうした現状を踏まえ、より効果的に施策を推進するために、令和5年度からの5か年を計画期間とする「白子町男女共同参画推進計画」を初めて策定しました。

本計画では、「誰もが笑顔で元気に活躍する町 しらこ」を基本理念とし、「個性と能力を発揮し、ともに輝く社会づくり」、「誰もが健康で、安心して暮らせる地域づくり」、「男女共同参画の実現に向けた基盤づくり」の3つを基本目標に掲げ、すべての町民が自分らしく、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、白子町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました町民・関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

白子町長 **石井 和芳**

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
第2章 計画の背景	3
1. 男女共同参画を取り巻く国・千葉県の動向	3
2. 男女共同参画を取り巻く白子町の現状	4
3. 男女共同参画を取り巻く住民意向の把握	9
第3章 男女共同参画に関する現状と課題	11
1. 職場や家庭における男女共同参画の推進	11
2. 多様なライフスタイルの実現	11
3. 多様な「性」を尊重する社会の実現	12
4. 情報化社会における人権	12
第4章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	13
3. 施策体系	15
第5章 施策の展開	16
基本目標1. 個性と能力を発揮し、ともに輝く社会づくり	16
基本目標2. 誰もが健康で、安心して暮らせる地域づくり	20
基本目標3. 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり	27

第1章 計画の策定に当たって

1. 策定の趣旨

近年、女性の社会進出や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などに伴い、社会情勢は大きく変化をしてきました。そこで、従来のような固定的性別役割分担意識^{※1}にとらわれず、すべての人が個性や能力を発揮する「男女共同参画社会」の実現に対する意識が高まっています。

こうした動きを踏まえ、国では男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めるため、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を最重要課題と位置付けました。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向け、ワークライフバランス(仕事と家庭の調和)に関する啓発活動や、講演会への参加などにより男女共同参画の意識づくりを進めてきました。

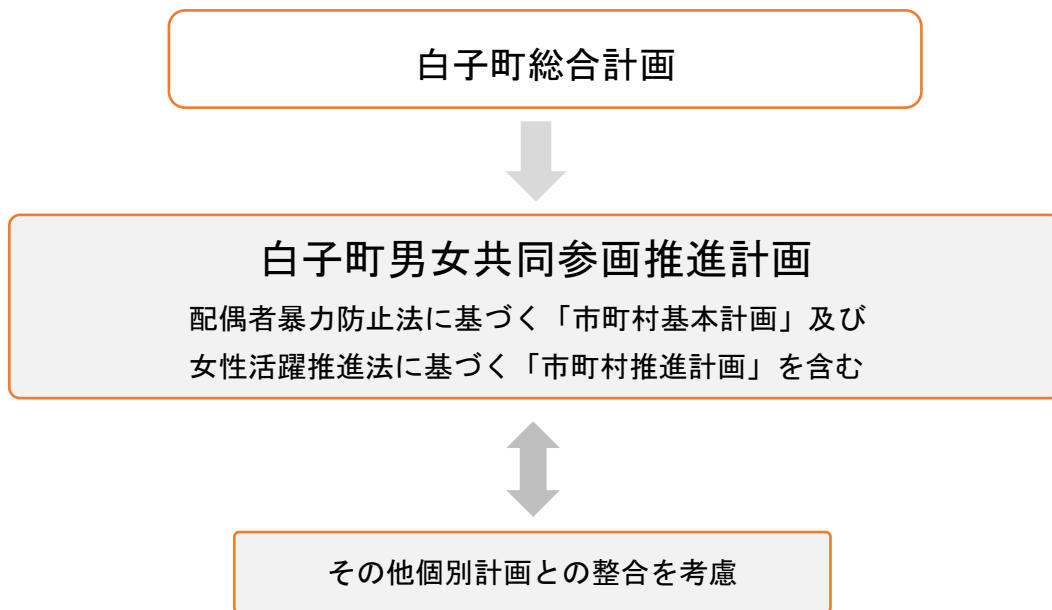
しかしながら、令和4(2022)年に行った住民アンケートのうち、「男女共同参画社会が実現されていると思うか」という問いに対しては、約4割が「そう思わない(あまりそう思わない+そう思わない)」と回答しています。このことから、本町の男女共同参画の実現に関して課題が存在することが考えられるため、より一層の取組が求められている状況にあります。

このような状況を踏まえ、これまで以上に男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とする「白子町男女共同参画推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

- ①本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、男女共同参画社会の実現に関する施策を推進するうえでの基本となる計画です。
- ②本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び千葉県の「第5次千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画であり、本町の最上位計画である「白子町総合計画」や他の個別計画と整合を図る計画とします。
- ③本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく、本町の配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する「市町村基本計画」を含む計画とします。
- ④本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく、本町の女性活躍の推進に関する「市町村推進計画」を含む計画とします。

※1 固定的性別役割分担意識：「男性は仕事、女性は家庭」というように、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして固定的に役割を分ける考え方のこと。



3. 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国・千葉県の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

第2章 計画の背景

1. 男女共同参画を取り巻く国・千葉県の動向

(1) 国の動向

年度	主な動向
平成11(1999)	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
平成12(2000)	「男女共同参画基本計画」策定
平成13(2001)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行
平成16(2004)	改正「DV防止法」施行
平成17(2005)	「第2次男女共同参画基本計画」策定
平成19(2007)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20(2008)	改正「DV防止法」施行
平成22(2010)	「第3次男女共同参画基本計画策定」策定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
平成25(2013)	改正「DV防止法」改正
平成27(2015)	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布・施行
平成30(2018)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
令和2(2020)	「第5次男女共同参画基本計画」策定

(2) 千葉県の動向

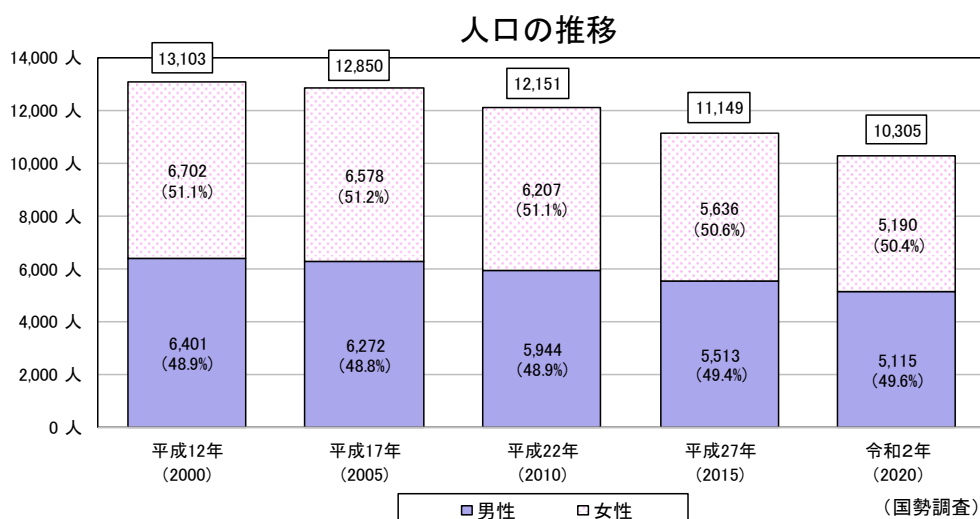
年度	主な動向
平成13(2001)	「千葉県男女共同参画計画」策定
平成18(2006)	「第2次千葉県男女共同参画計画」策定 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定
平成21(2009)	「第2次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定
平成23(2011)	「第3次千葉県男女共同参画計画」策定
平成24(2012)	「第3次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定
平成28(2016)	「第4次千葉県男女共同参画計画」策定
平成29(2017)	「第4次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定
令和3(2021)	「第5次千葉県男女共同参画計画」策定

2. 男女共同参画を取り巻く白子町の現状

(1) 人口

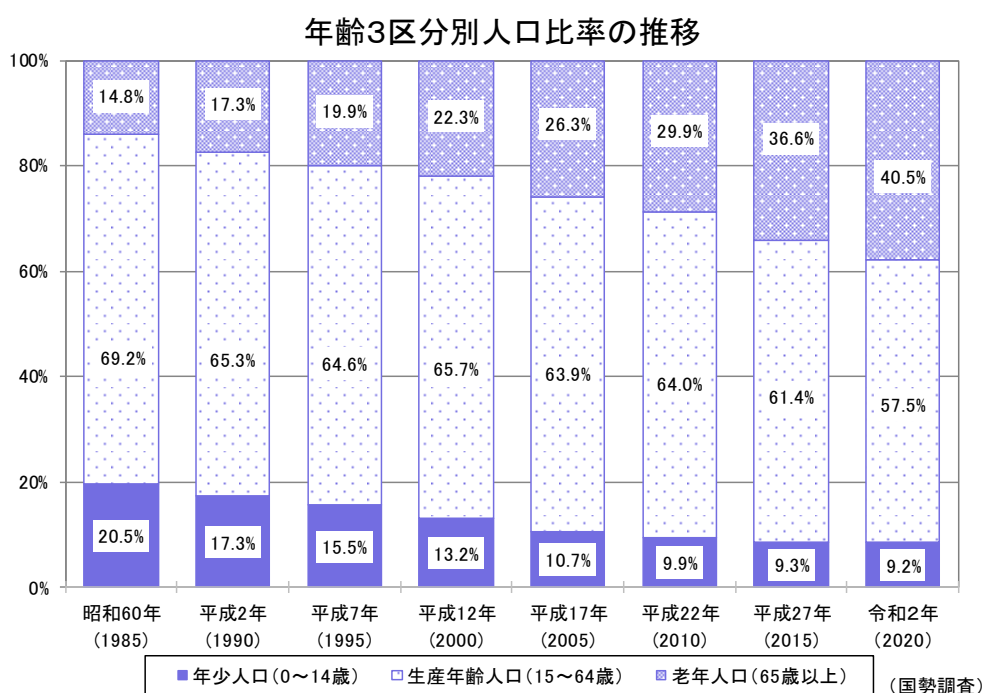
① 総人口の推移(男女別)

- ・総人口は減少傾向で推移し、令和2(2020)年は10,305人となっています。
- ・男女別にみると、令和2(2020)年は男性が5,115人、女性は5,190人となっています。



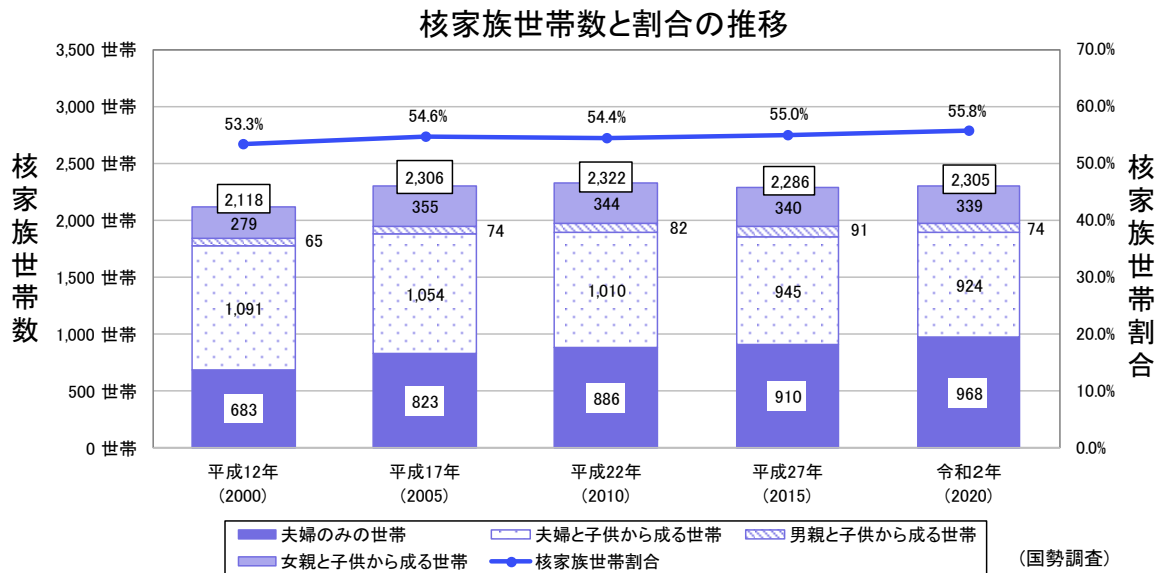
② 年齢3区分別人口の推移

- ・年齢3区分別人口の比率について、年少人口(0~14歳)は昭和60(1985)年の20.5%から令和2(2020)年の9.2%へと11.3ポイント減少、生産年齢人口(15~64歳)については69.2%から57.5%へと11.7ポイント減少している一方で、老年人口(65歳以上)については14.8%から40.5%へと25.7ポイント増加しており、白子町においても少子高齢化が進んでいることがわかります。



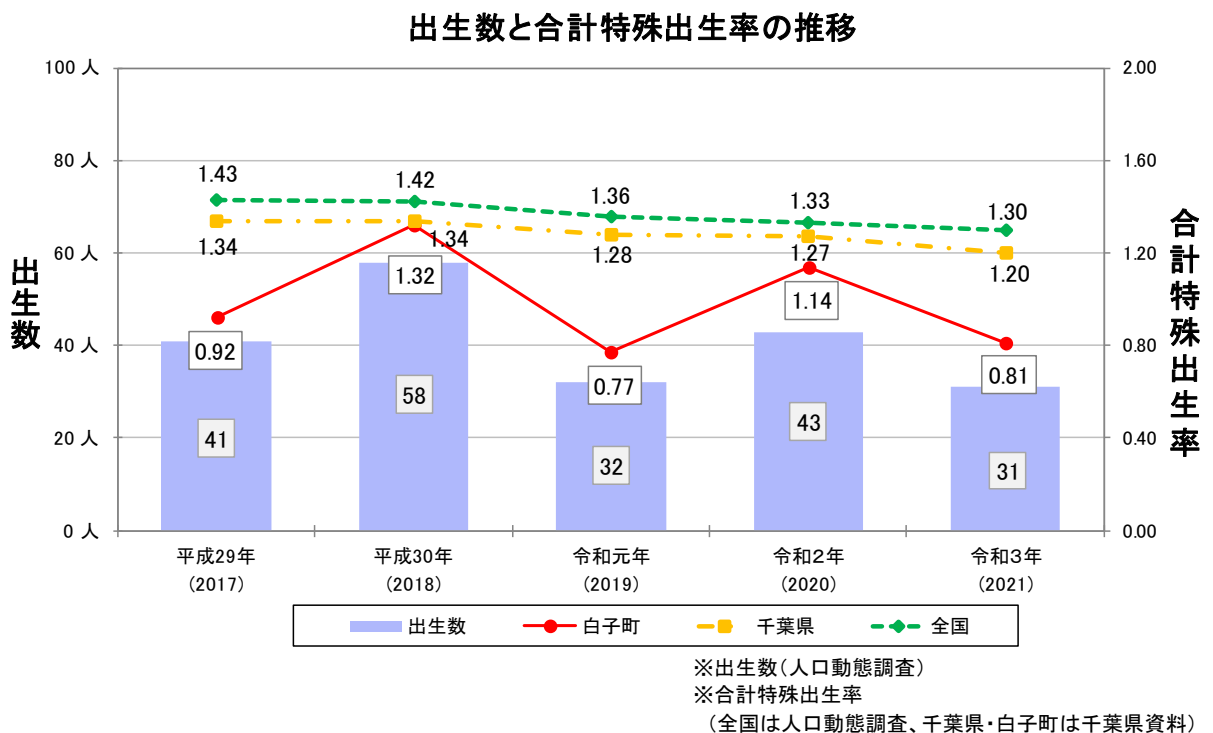
③ 世帯数

- 核家族の世帯数は横ばいまたは微増で推移し、令和2(2020)年には 2,305 世帯となっています。
- 令和2(2020)年の一般世帯数に対する核家族世帯の占める割合は、55.8%となっています。



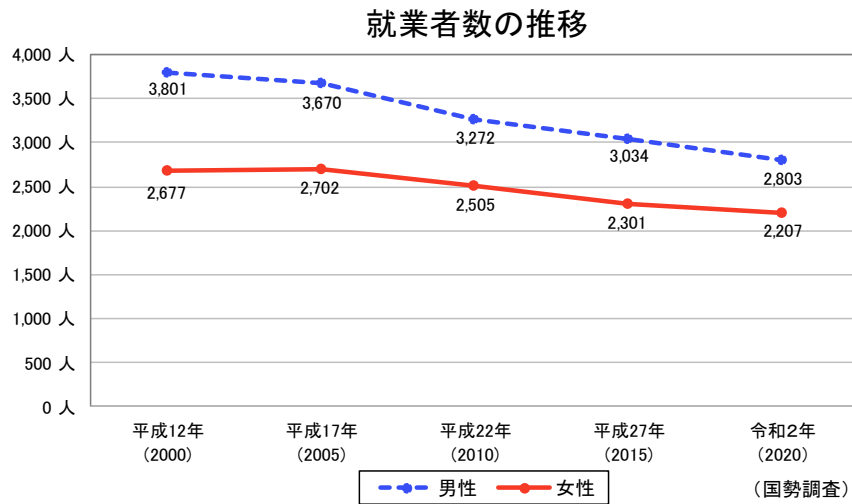
(2) 出生の状況

- 過去5年間の出生数は、30~60人程度で推移しています。
- 合計特殊出生率の推移については、最も高い平成30(2018)年の1.32と、最も低い令和元(2019)年の0.77の間で繰り返していますが、すべての年で全国・千葉県の合計特殊出生率を下回っています。



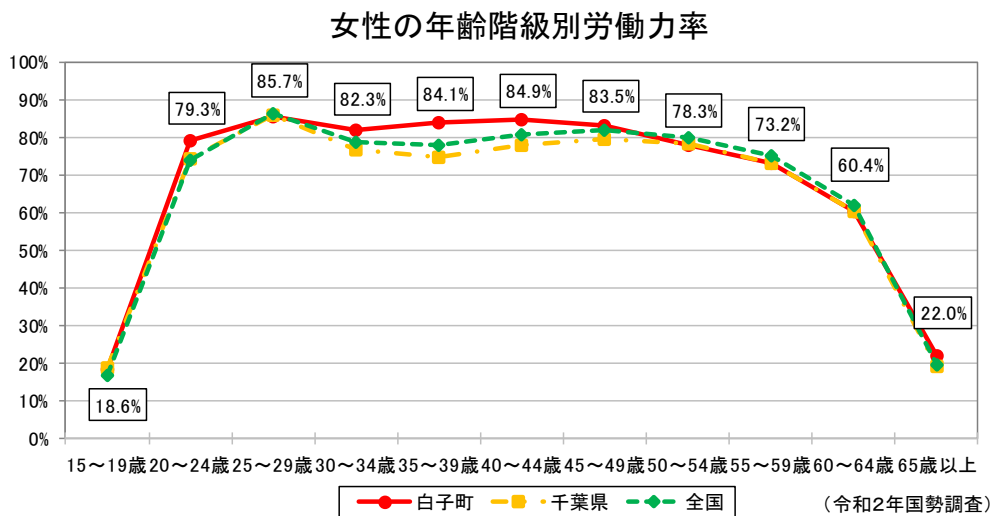
(3) 就業者数の推移

- 就業者数については、男性、女性ともに減少する傾向がみられ、令和2(2020)年は男性が2,803人、女性が2,207人となっています。
- 平成12(2000)年と比べ、令和2(2020)年では、男性と女性の就業者数の差が小さくなっています。



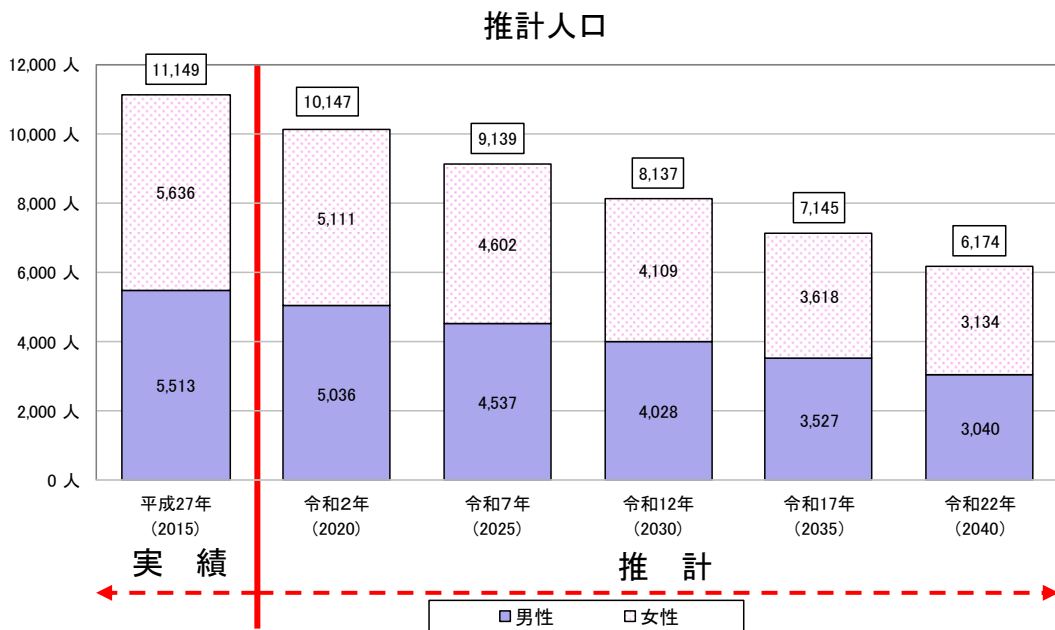
(4) 女性の年齢階級別労働力率

- 令和2(2020)年女性の年齢階級別労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる20歳代~30歳代に低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」の状態となっています。
- 全国・千葉県についても「M字カーブ」の状態となっていますが、全国・千葉県と比べると本町ではM字の谷の部分の浅く、結婚・出産による一時的な離職をする人が比較的少ない状況にあることが考えられます。



(5) 推計人口

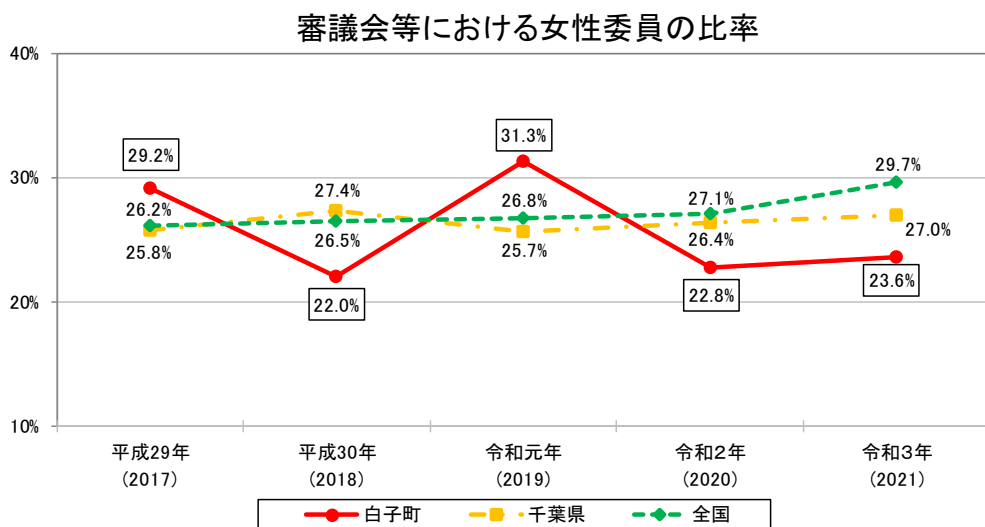
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は今後も減少傾向で推移し、令和22(2040)年には、6,174人になると推計されます。



(6) 女性の政治参加

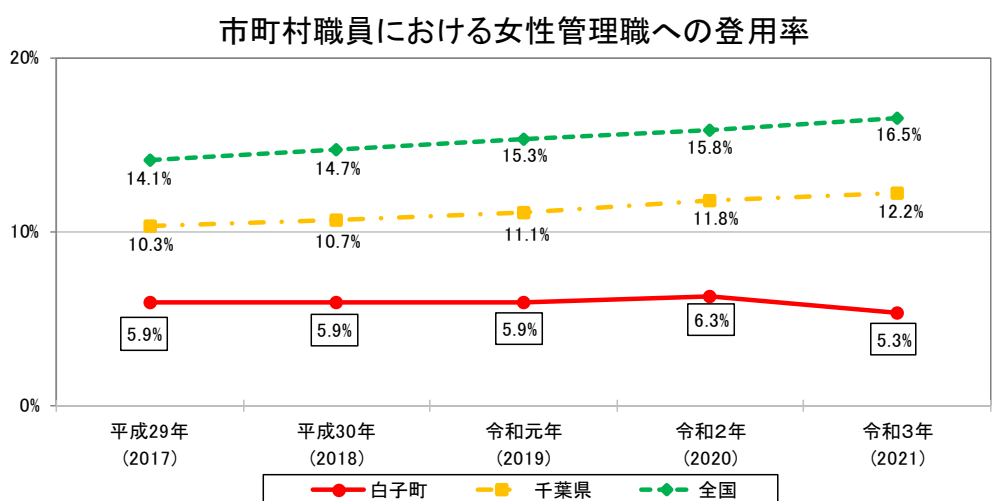
① 審議会等における女性委員の比率

- 過去5年間の審議会等における女性委員の比率については、平成29(2017)年と令和元(2019)年では、約3割となったものの、それ以外の年では約2割となっています。
- 平成29(2017)年と令和元(2019)年では、全国・千葉県を上回ったものの、それ以外の年では全国・千葉県を下回っています。



② 市町村職員における女性管理職への登用率

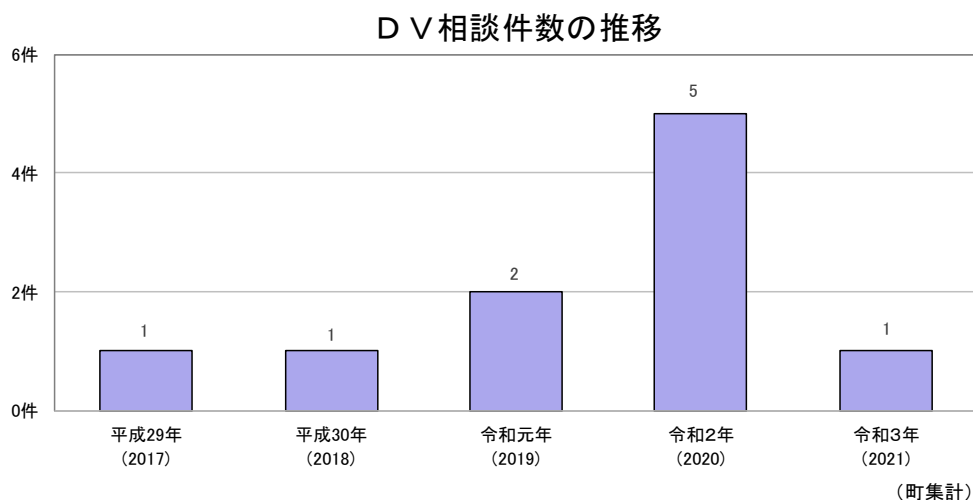
- ・過去5年間の本町の女性管理職の登用率については、毎年5～6%程度で推移しています。
- ・すべての年で、全国・千葉県の登用率を下回っています。



(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)
 ※課長、及び課長相当職以上を対象とする

(7) 配偶者からのDV相談件数の推移

- ・過去5年間の本町のDV※1相談件数の推移については、令和2(2020)年の5件が最も多かったものの、それ以外の年では1～2件となっています。

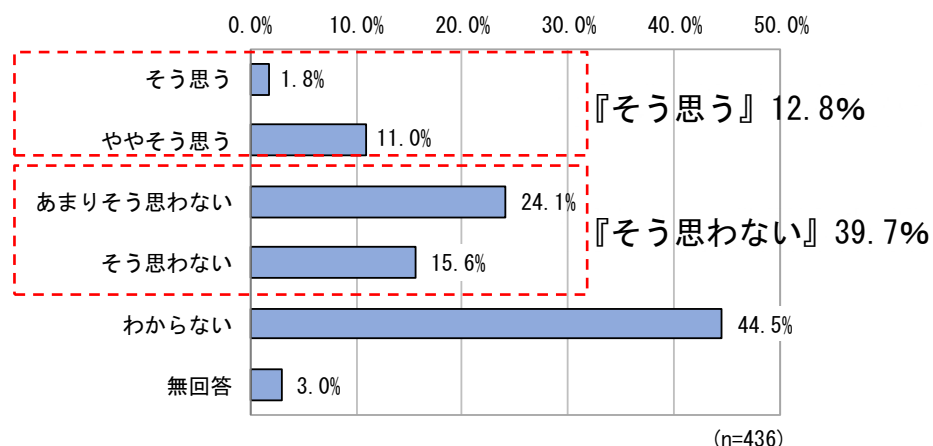


※1 DV：ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略称であり、配偶者や恋人などから振るわれる暴力のこと。暴力については、主に殴る・蹴るなど「身体的なもの」、心無い言動を発するなど「精神的なもの」、性的行為を強要するなど「性的なもの」が含まれる。

3. 男女共同参画を取り巻く住民意向の把握

○男女共同参画社会の実現に関する実感

- ・「白子町では男女共同参画社会が実現されていると思いますか」という問いに対し、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』は 12.8%となっています。
- ・「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』は、39.7%であり、男女共同参画が実現されていないと思う人が約4割となっています。
- ・『そう思わない』について男女別にみると、女性は 40.5%、男性は 38.9%であり、女性の方が、やや『そう思わない』の割合が高くなっています。



[上段:人 下段:%]	合計	問25 白子町では男女共同参画社会が実現されていると思うか						
		そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	
全体	436 100.0	8 1.8	48 11.0	105 24.1	68 15.6	194 44.5	13 3.0	
性別	男性	180 100.0	6 3.3	23 12.8	41 22.8	29 16.1	78 43.3	3 1.7
	女性	252 100.0	2 0.8	25 9.9	63 25.0	39 15.5	113 44.8	10 4.0
年齢	16歳～20歳代	54 100.0	2 3.7	16 29.6	13 24.1	1 1.9	22 40.7	0 0.0
	30歳代～50歳代	174 100.0	4 2.3	17 9.8	38 21.8	35 20.1	75 43.1	5 2.9
	60歳以上	208 100.0	2 1.0	15 7.2	54 26.0	32 15.4	97 46.6	8 3.8
居住地区	南白亀地区	145 100.0	2 1.4	17 11.7	33 22.8	22 15.2	68 46.9	3 2.1
	白潟地区	161 100.0	3 1.9	16 9.9	40 24.8	33 20.5	64 39.8	5 3.1
	関地区	126 100.0	3 2.4	15 11.9	31 24.6	13 10.3	59 46.8	5 4.0

【住民意向の把握について】

本町では、「白子町第5次総合計画後期基本計画」の策定に向け、住民アンケート調査を行いました。ここでは、住民アンケート調査のうち、男女共同参画に係る内容を扱うこととします。

○住民アンケート調査の概要

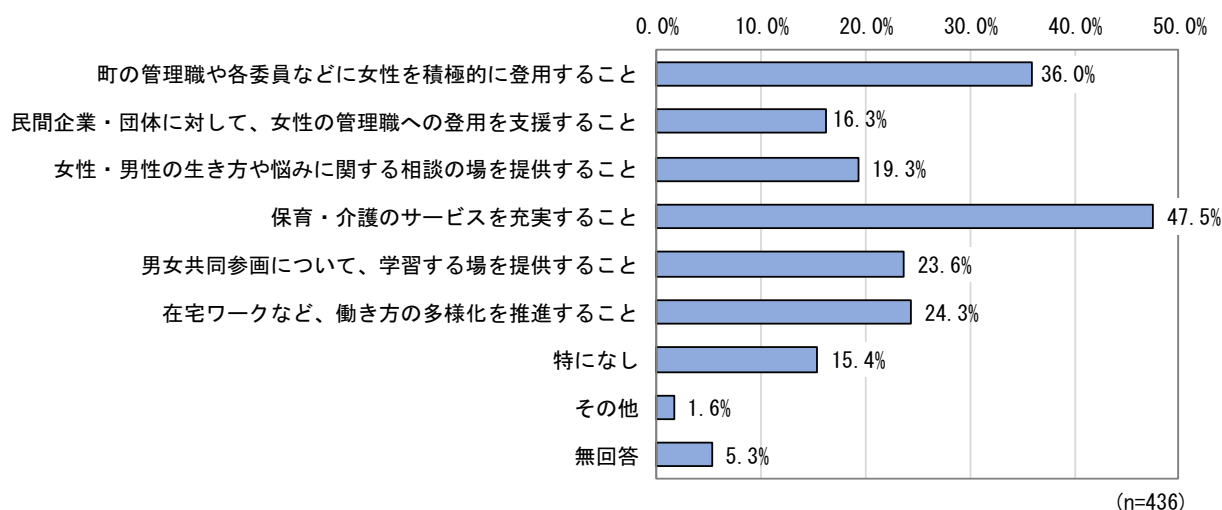
調査期間 : 令和4(2022)年1月27日～2月7日

調査対象 : 町内在住の1,200人(16歳以上)

回収数(率) : 436票(36.3%)

○男女共同参画社会の推進に必要な取組

- 今後、白子町において男女共同参画社会を推進するために必要だと思う取組については、「保育・介護のサービスを充実すること」(47.5%)が最も多く、「町の管理職や各委員などに女性を積極的に登用すること」(36.0%)、「在宅ワークなど、働き方の多様化を推進すること」(24.3%)と続きます。
- 男女別にみると、回答に大きな差は見られないものの「保育・介護サービスを充実すること」については、男性(46.1%)に比べ、女性(48.0%)の方が回答した人の割合が高くなっています。



上段:人 下段:%		合計	問26 男女共同参画社会の推進に必要なこと								
			保育・介護のサービスを充実すること	町の管理職や各委員などに女性を積極的に登用すること	在宅ワークなど、働き方の多様化を推進すること	男女共同参画について、学習する場を提供すること	女性・男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供すること	民間企業・団体に対して、女性の管理職への登用を支援すること	特になし	その他	無回答
全体		436 100.0	207 47.5	157 36.0	106 24.3	103 23.6	84 19.3	71 16.3	67 15.4	7 1.6	23 5.3
性別	男性	180 100.0	83 46.1	65 36.1	40 22.2	39 21.7	38 21.1	33 18.3	33 18.3	5 2.8	10 5.6
	女性	252 100.0	121 48.0	91 36.1	64 25.4	63 25.0	46 18.3	37 14.7	34 13.5	2 0.8	13 5.2
年齢	16歳～20歳代	54 100.0	25 46.3	19 35.2	17 31.5	7 13.0	11 20.4	11 20.4	8 14.8	0 0.0	1 1.9
	30歳代～50歳代	174 100.0	81 46.6	60 34.5	56 32.2	37 21.3	36 20.7	31 17.8	27 15.5	4 2.3	7 4.0
	60歳以上	208 100.0	101 48.6	78 37.5	33 15.9	59 28.4	37 17.8	29 13.9	32 15.4	3 1.4	15 7.2
居住地	南白亀地区	145 100.0	74 51.0	55 37.9	35 24.1	44 30.3	30 20.7	16 11.0	22 15.2	2 1.4	6 4.1
	白潟地区	161 100.0	66 41.0	64 39.8	40 24.8	36 22.4	33 20.5	37 23.0	26 16.1	3 1.9	6 3.7
	関地区	126 100.0	65 51.6	38 30.2	30 23.8	21 16.7	21 16.7	18 14.3	19 15.1	2 1.6	11 8.7

第3章 男女共同参画に関する現状と課題

1. 職場や家庭における男女共同参画の推進

- 我が国の総人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、今後も人口減少が進むことが予測されます。
- 人口減少に伴い、労働力人口の減少が進む中で、内閣府でも「日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠である」との考え方を示し、平成 25(2013)年 4 月に内閣総理大臣は経済界に対し、次の 2 点を要請しました。
 - ①「2020 年 30%」の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用する。まずは役員に一人は女性を登用する。
 - ②子どもが 3 歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備する。
(政府の経済界への要請 ～女性の活躍推進関係～)

本町の総人口は減少傾向にあることから、生産年齢人口の減少が予想されます。一方で、本町の就業者数については、男女間での差が小さくなる傾向がみられます。

今後は、「働きたい」と思う女性が活躍できる環境づくりを進めるとともに、共働き家庭に向けた支援や、育児休業・時短勤務の実現など、仕事と家庭の両立に向けたより一層の取組や啓発活動が求められます。

2. 多様なライフスタイルの実現

- 近年ではライフスタイルの多様化がみられる中、結婚観や家庭生活に対する考え方も多岐に渡っています。
- 令和 3(2021)年の婚姻件数については、50 万 1,116 組と過去最低を記録し、5 年前である平成 28(2016)年の 62 万 523 組と比べても、約 12 万組減少しました。(厚生労働省人口動態統計月報年計)。
- 従来の結婚観にとらわれず多様なライフスタイルを尊重し、すべての人が職場、家庭、地域などの場面で個性と能力を発揮するための意識づくりが求められています。

本町でも、「広報しらこ」で呼びかけるなど、多様なライフスタイルの実現に向けた啓発活動を進めていますが、今後においてもこれまで以上に個人の意思を尊重し、自分の可能性を発揮できる地域づくりを進める必要があります。

3. 多様な「性」を尊重する社会の実現

- 世界全体としても、性的マイノリティ(LGBT^{※1})の方に対する理解が求められている中、日本の地域社会においても、自分の性自認や性的指向に悩みを抱える当事者への理解が求められています。
- 現在の日本では同性婚は認められていないものの、自治体によっては「パートナーシップ制度」を導入するなど、多様な「性」のあり方を実現するための取組も始まっています。
- 学校教育の場面においても、一人で悩みを抱え込んでしまう児童・生徒も多いことから、性的マイノリティ(LGBT)の当事者に対する心理的安全性の確保が求められています。

本町でも、人権擁護委員による相談窓口を開設するなど、自身が抱える様々な悩みを相談する体制がありますが、多様化する性のあり方を含め、個人が抱える悩みも複雑化していることから、今後も気軽に相談できる体制の構築と、個人の権利が尊重される地域の実現が求められます。

4. 情報化社会における人権

- インターネットの普及により手軽に情報を得られるようになった一方で、インターネットを悪用した行為や人権侵害につながる情報の発信も問題となっています。
- 最近では SNS の普及により気軽に情報発信ができるようになったことから、特定の国の出身者に対する偏見や、障がい者等に対する差別的な表現など、人権侵害につながる悪質な情報の投稿もみられます。
- また、「出会い系サイト」を通じて未成年者が暴力行為や性的被害に遭うなど、犯罪に巻き込まれるケースも多く発生しています。
- インターネット上の有害な情報に起因した犯罪や、トラブルに巻き込まれるなどの問題が発生したことから、法務省でも正しいインターネットの利用について、呼びかけを行っています。

本町では、GIGA スクール構想^{※2}の実現に向けて 1 人 1 台のタブレット端末を配布し、ICT 環境の整備を進めているところですが、インターネットには有害な情報も存在することから、これまで以上に情報モラル教育の実施や、インターネットの正しい使い方の啓発が求められます。

※1 LGBT：L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)など性的少数者の総称で、これに「Q(クエスチョニング)：悩んでいる人」を加え、「LGBTQ」とする場合もある。

※2 GIGA スクール構想：令和元(2019)年 12 月に文部科学省が発表した教育改革案のことで、GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略称である。GIGA スクール構想では、児童生徒 1 人に対して 1 台のタブレット端末を配布し、個別に最適化された教育の実現を目指すとしている。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

日本国憲法は、第14条第1項において個人の尊重と法の下での平等を謳っており、また、男女共同参画社会基本法は「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

これを踏まえ、本計画は「性別や年齢、障がいの有無などに関わりなく、誰もが互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会の実現」をめざすものとし、基本理念を次のように設定します。

誰もが笑顔で元気に活躍する町 しらこ

2. 基本目標

基本理念を実現するため、本町の男女共同参画に係る現状と課題を踏まえたうえで、次の3つの基本目標を設定し、総合的な施策を展開します。

1 個性と能力を発揮し、ともに輝く社会づくり

【該当するテーマ】

- ・仕事と家庭の調和(ワークライフバランス)
- ・家庭における男女共同参画の推進
- ・女性の再就職支援
- ・男女共同参画に関する地域活動の促進
- ・政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

○労働の場における男女共同参画の推進

- ・ワークライフバランスの実現に向け、仕事と家庭を両立するための周知・啓発活動を行います。
- ・女性の再就職や起業に関する支援を行います。

○家庭や地域における男女共同参画の推進

- ・従来の固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を地域で活かすための取組を進めます。
- ・家事・育児について、性別に関わらず家庭内で協力するための意識啓発を行うとともに、地域全体で子育て世帯を支えるための仕組みを構築します。

○政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

- ・審議会等における女性委員の登用や、女性職員の管理職への登用等を行うことで、政策・方針決定の過程における男女共同参画を推進します。

2 誰もが健康で、安心して暮らせる地域づくり

【該当するテーマ】

- ・DV被害者に対する支援
- ・セクシュアルハラスメントの防止
- ・情報社会における人権尊重
- ・多様な性を認め合う地域づくり
- ・高齢者・障がい者に対する支援
- ・ひとり親家庭・生活困窮者への支援
- ・男女共同参画の視点に立った防災対策
- ・一人ひとりに応じた健康づくり
- ・妊娠・出産に関する支援・情報提供
- ・性差に配慮した健康支援

○あらゆる暴力の根絶

- ・DVやセクシュアルハラスメントなどのあらゆる暴力の根絶に向け、相談しやすい体制づくりや各種啓発活動を進めます。

○人権の尊重と多様性を認め合う地域づくりの推進

- ・インターネットの普及に伴い、人権侵害につながりかねない情報の発信も懸念されることから、正しいインターネットの使い方に関する指導を行います。
- ・障がいや性的マイノリティ(LGBT)に関して正しい理解を広めるとともに、多様性を尊重する地域づくりを推進します。

○誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

- ・高齢者、障がい者に対する見守りのネットワークを構築するとともに、地域で活躍できる仕組みを構築します。
- ・ひとり親家庭などに対して、ニーズに応じた各種支援を行います。

○生涯にわたる健康づくりの推進

- ・ライフステージに応じた健康づくりに向けて、意識啓発・相談事業等の健康支援を行います。
- ・妊娠・出産・子育て期を迎える女性に対して、切れ目ない支援体制を構築します。

○防災における男女共同参画の推進

- ・男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるとともに、防災に関する政策・方針決定の過程で女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【該当するテーマ】

- ・男女共同参画に関する意識啓発
- ・教育現場における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画に関する調査・研究

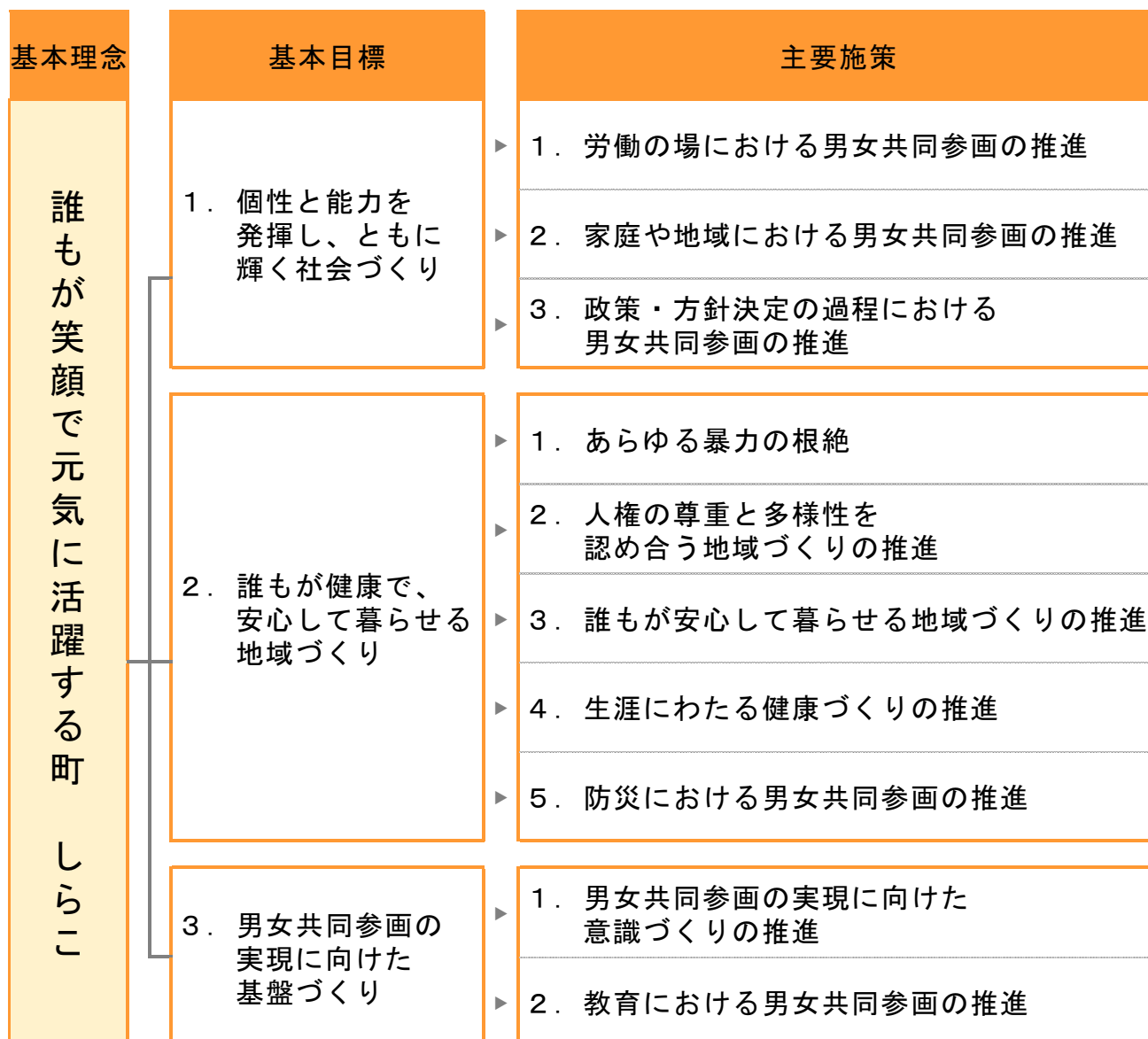
○男女共同参画の実現に向けた意識づくりの推進

- ・男女共同参画についての理解を促すとともに、実態把握と施策の実施状況の検証を行います。

○教育における男女共同参画の推進

- ・キャリア教育などを通して、地域における男女共同参画の意識を高めるための取組を行います。

3. 施策体系



第5章 施策の展開

基本目標 1. 個性と能力を発揮し、ともに輝く社会づくり

主要施策 1. 労働の場における男女共同参画の推進

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

▶現状と課題

- ◇「働き方改革」の推進に代表されるように、長時間労働の是正など、働く環境を向上するための動きがみられます。
- ◇男女共同参画を推進する観点からも、働き方改革や、ワークライフバランスを意識することが求められます。
- ◇育児・介護休業取得率の向上についても重要なテーマであり、家族や地域で協力しながら安心して子どもを産み、育てるための環境の整備が急務となっています。
- ◇再就職や起業の支援を含め、いつまでも個人が持つ能力や個性を発揮するための環境づくりが必要です。

▶取組の方向性

固定的性別役割分担意識の解消に向けて働きかけを行うとともに、ワークライフバランスの意識のもと、「柔軟な働き方」を取り入れるための周知・啓発活動を行います。

すべての人が自分らしく活躍し続けるため、相談窓口の開設や広報活動を展開し、いつまでも個性や能力を発揮するための環境づくりを推進します。

▶主な取組

〈取組1〉事業主に対する仕事と子育ての両立に向けた啓発活動の推進

事業主に対して、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性の育児休暇の促進など、仕事と子育ての両立に向けた働きかけを行います。

〈取組2〉子育て世帯のワークライフバランスに関する広報活動の展開

広報しらこ、ホームページ、パンフレットなどを活用し、ワークライフバランスに関する広報活動を行います。また、SNS(Facebook、LINE、Twitter など)を活用し、あらゆる年代に情報が届くような広報活動を展開します。

〈取組3〉女性の再就職や起業等の支援に向けた広報活動の展開

女性の再就職や、起業に関する情報提供を行います。なお、情報提供に当たっては、広報し
らこ、ホームページ等、各種情報の提供を行います。

〈取組4〉女性の再就職や起業等の支援に向けた相談窓口の設置

商工会と協力して相談窓口を設けるなど、女性の起業へ向けた各種支援を実施します。

主要施策 2. 家庭や地域における男女共同参画の推進

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

▶現状と課題

- ◇現状では、「男性は仕事を優先」「女性は家庭生活を優先」といった意識も存在することから、性別にとらわれず、個人が持つ能力や可能性を発揮するための地域づくりが求められます。
- ◇子育て・家事・介護などの家庭生活や、PTAなどの活動は女性が主体となるケースが多くみられることから、結果として女性の「仕事と家庭の両立」を難しくしていることも考えられます。
- ◇令和4(2022)年に実施した住民アンケートによると、白子町において男女共同参画社会を推進するために必要だと思う取組は、「保育・介護のサービスを充実すること」(47.5%)が最も多かったことから、これまで以上に保育・介護サービスの充実が求められます。
- ◇子育て世帯の負担の軽減を図るとともに、「地域全体で子どもを育てる」といった意識を高めることも必要です。

▶取組の方向性

女性の家事・育児の負担を軽減するとともに、地域全体で子育て世帯を支援するため仕組みをつくります。

▶主な取組

〈取組1〉家庭における男女共同参画の実現に向けた意識啓発

「家事は男女が協力して行う」など、固定的性別役割分担意識の解消に向けた各種啓発活動を展開します。

〈取組2〉子育て世帯に対する支援・情報提供

妊娠・出産・子育てに関する情報を発信するアプリや、妊娠～子育てに関わる疑問や不安をLINEや電話で産婦人科医や小児科医等に無料で気軽に相談できる「産婦人科オンライン」「小児科オンライン」を提供し、子育て世代の負担の軽減を図るとともに、「ママパパ教室」「離乳食教室」などを開催し、地域コミュニティの醸成も図ります。

主要施策 3. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

▶現状と課題

- ◇行政機関として男女共同参画を進めるためには、審議会や懇談会などの委員において、男女の一方に偏らないようにすることが望ましいと考えられます。
- ◇令和3(2021)年度における本町の審議会等への女性委員の登用率は23.6%であり、全国(29.7%)、千葉県(27.0%)の平均よりも下回っている状況にあります。
- ◇本町の女性の管理職への登用率は、令和3(2021)年度は5.3%であり、これについても全国(16.5%)、千葉県(12.2%)の平均を下回っています。
- ◇職員の意欲や能力も考慮したうえで、審議会等における女性委員の登用や、女性職員の管理職への登用が求められます。

▶取組の方向性

政策・方針決定の過程における女性参画の一環として、審議会等の女性登用や、女性職員の管理職への登用に向け、積極的な働きかけを行います。

▶主な取組

〈取組1〉 審議会等における女性登用の推進

審議会等の委員について、可能な限り、男女いずれかの委員の数が委員総数の3割未満にならないよう配慮します。

〈取組2〉 女性職員の管理職への登用の推進

職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に関係課への周知を図り、積極的に女性職員を管理職へ登用することを推進します。

基本目標 2. 誰もが健康で、安心して暮らせる地域づくり

主要施策 1. あらゆる暴力の根絶

【DV防止法に基づく基本計画を含む】

▶現状と課題

- ◇DVやセクシュアルハラスメントといった暴力は、身体への暴力ばかりではなく、精神的、性的なものに発展するなど、様々な形で社会に存在しています。
- ◇いかなる場合においても暴力は人権侵害であり、決して許される行為ではないことから、これらの発生を未然に防ぐための環境づくりが求められます。
- ◇DVの発生に関して、令和3(2021)年度では千葉県全体で 10,543 件の相談が寄せられており、本町でも毎年DVに関する相談が寄せられています。これは、DVの相談窓口が認知されてきた結果でもありますが、暴力の根絶に向けての対策が急務であることも考えられます。
- ◇暴力については、当事者だけの個別の問題ではなく、男女共同参画を形成するうえで克服すべき社会問題としてとらえ、被害者支援や暴力の発生防止・根絶について、積極的に取り組む必要があります。

▶取組の方向性

DVやセクシュアルハラスメントなどのあらゆる暴力を根絶させるとともに、人権侵害のない安全・安心な環境づくりに取り組みます。

暴力・人権侵害に関して相談しやすい環境を整備し、暴力を受けた被害者の支援に向け、千葉県や関係機関との連携を強化します。

▶主な取組

〈取組1〉DV相談窓口の設置

DV被害者に対する保護・支援に向け、DV防止法に基づきプライバシーにも十分に配慮したうえで、役場内に相談窓口を設置します。

〈取組2〉DV防止についての周知・啓発

町民一人ひとりがDVについての理解を深め、「DVは犯罪行為であり、重大な人権侵害」であることを認識できるよう周知・啓発活動を行います。

〈取組3〉職場におけるセクシュアルハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントをはじめとした暴力は、性別、年齢に関わらず犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、これらの暴力を許さない社会づくりに向け、若い世代からの啓発に努めます。また、被害者が安心して相談できるよう窓口の周知を徹底します。

主要施策2. 人権の尊重と多様性を認め合う地域づくりの推進

▶現状と課題

- ◇「人権の尊重」は、男女共同参画社会を実現するうえでの基本であり、誰もが個人の人権を尊重される権利があります。しかしながら、現実としては人権侵害につながる行為も発生しています。
- ◇人権が尊重される地域を形成するため、様々な主体との連携により、人権や多様性に関する周知・啓発活動に取り組み、人権尊重の意識を地域に浸透させていくことが必要です。
- ◇特に、近年ではインターネットの普及とともに、情報発信も容易になったことから、人権侵害に発展するような情報が出回るケースもあります。
- ◇また、性的マイノリティ(LGBT)の方については、理解不足や偏見などにより、生きづらさや困難を抱えるケースもみられることから、「男らしさ」「女らしさ」に限らない、多様な性のあり方についても理解が必要です。

▶取組の方向性

人権が尊重され、性別に関わらず多様性を認め合い、いつまでも自分らしく輝く地域を実現するとともに、人権侵害につながるような行為を未然に防ぐための取組も実施します。

▶主な取組

〈取組1〉人権意識の向上

職員に対する「人権に関する研修」の実施や、講演会の開催、広報しらこでの呼びかけにより、人権意識の向上を図ります。

〈取組2〉性の多様性に関する啓発活動の推進

性的マイノリティ(LGBT)への理解を深めるため、ホームページでの発信や、パンフレットの作成等を行い、周知を図ります。

〈取組3〉インターネットの正しい使い方に関する啓発活動の推進

適切な形でインターネットの利用して情報を得るようするため、小学生・中学生を対象に「インターネットの正しい使い方」に関する授業を実施します。

主要施策3. 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

▶現状と課題

- ◇近年では、少子高齢や人口構造・社会構造の変化により、老老介護^{※1}、認認介護^{※2}、高齢者の虐待、生活困窮、孤独死などが社会問題となっています。
- ◇令和4(2022)年6月時点の本町の高齢化率は41.4%であり、今後も上昇することが予想されます。また、障害者手帳を所持する人も増加する傾向にあることから、高齢者や障がい者といった人を地域全体で支える体制づくりも求められています。
- ◇ひとり親家庭については、家事育児を理由としてパートやアルバイト等、短時間勤務を余儀なくされるケースもあり、正規社員と比較した場合、収入や社会保障の面で格差があります。
- ◇本町のひとり親家庭の約9割は母子家庭であり、家事育児等の生活を維持することと、家計を支えるための仕事との両立が求められることから、育児、就労両面での支援も必要です。
- ◇千葉県が実施している「母子父子寡婦資金」は、ひとり親家庭のニーズに応じた貸付制度であるものの、事前調査や提出書類が多く貸付までには時間を要し、申請には至っていないケースもみられることから、貸付の種類や内容についての周知が求められます。

▶取組の方向性

男女共同参画社会の実現を意識したうえで、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域の実現に取り組みます。

ひとり親家庭などの苦しい状況に置かれている家庭に対しては、仕事と家事・育児の両立に向けた各種支援を行います。

▶主な取組

〈取組1〉介護予防の推進

介護予防教室を開催し、介護予防に関する知識の普及や高齢者自らの健康維持・改善に取り組む機会の提供に努めます。

〈取組2〉障がい者の自立支援

障がい者の自立のため、就労困難な障がい者に対して就労訓練のための相談支援の充実を図るとともに、ハローワークや事業所などと連携し、就労移行や生活支援に努めます。

※1 老老介護：介護をする側と受ける側がお互いに高齢者（65歳以上）である状態のこと。

※2 認認介護：認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護している状態のこと。

〈取組3〉 相談支援体制の充実

地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、地域で暮らす高齢者や障がい者の相談に応じ、様々な面から総合的に支援し、必要な情報の提供及び助言等を行います。

〈取組4〉 地域全体で支える子育ての推進

各家庭が置かれている状況を踏まえ、必要に応じた就労支援を行うとともに、保育所の延長保育や一時預かり、学童クラブ、病児・病後児保育等のサービスを提供することで、子育て環境の向上、充実を図ります。

また、地域で安心して子育てができる環境づくりを行うため、「子どもの居場所づくり」も推進します。

〈取組5〉 ひとり親家庭向け支援制度等の周知と相談窓口の体制整備

千葉県が作成している資料、広報しらこ、ホームページなどを活用し、ひとり親家庭に対する支援制度を周知します。

また、支援を必要とするひとり親の相談を確実に窓口につなげられるよう、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、ひとり親が抱える子育ての不安や悩みを相談できる窓口の紹介や、ひとり親同士の「交流の場」も検討します。

〈取組6〉 生活困窮者に対する支援と「生理の貧困」の対策

「長生郡自立相談支援センター」との連携などにより、生活困窮者に対する相談支援体制を構築します。

また、経済的事情により、生理用品を購入できない小学生・中学生に対する支援の一環として、千葉県や関係機関と協力をしたうえで、安心して生理用品を入手できる体制づくりにも取り組みます。

主要施策 4. 生涯にわたる健康づくりの推進

▶現状と課題

- ◇男女がともに、生涯にわたって健康に過ごすには、健康に関する正しい知識を持つ必要があります。そのため、乳幼児から高齢者までの各年齢層に応じた健(検)診の受診や、「健康寿命」を意識したうえでの「健康づくり」に取り組む必要があります。
- ◇健康づくりについては性差も考慮する必要があります。一例として、女性では乳がん・子宮がん、男性では前立腺がんなどの健康課題が挙げられます。
- ◇妊娠、出産期については、母子の健康管理や子どもの発達など、保護者の悩みが多く発生する時期でもあることから、これらの解消とより一層の支援が求められます。
- ◇本町の過去5年間の出生数は30～60人程度で推移しており、合計特殊出生率はすべての年で国や千葉県の合計特殊出生率を下回る現状にあります。そのため、これまで以上に、安心して子どもを産み育てられる環境の整備と、ライフステージに応じた健康づくりが必要です。
- ◇児童・生徒の成長過程において、発達段階に応じた支援や薬物乱用を防止するための取組など、健全育成を図るための講座を展開する必要があります。

▶取組の方向性

妊娠、出産期の女性に対して様々な支援を行い、「安心して子どもを産み育てることができる白子町」の実現に向けて、取組を進めます。

生涯にわたり健康な生活を送るため、発達段階に応じた各種講座の展開や、年齢・性差に応じた健(検)診の受診を勧奨します。

▶主な取組

〈取組1〉乳幼児健康診査事業の推進

発育や栄養面に不安を抱える保護者が増加している現状を踏まえ、医師による診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員等による保健指導を含めた健康診査を、乳児期、1歳半及び3歳児を対象に実施します。

〈取組2〉伴走型相談支援の推進

妊娠に伴う母子手帳の発行時から出産前・後にわたるまで、面談等により妊産婦に常に寄り添うかたち(伴走型)で、子育てに関する知識の普及や相談支援を実施します。

〈取組3〉 各種検診の受診体制の整備

胃がん、大腸がん、肺がん等の疾病を早期に発見し早期治療につなげられるよう、検診を毎年実施するとともに、受診勧奨を推進します。

〈取組4〉 思春期講座の実施

身体が大きく変化する「思春期」を前に、体や妊娠の仕組みについて「正しい知識」を得ることができるよう小学6年生を対象にした教室を開催します。

また、単に性教育に関わる知識を学ぶだけでなく、いのちの大切さや親の苦勞、お互いを大切に思う気持ちも育てます。

〈取組5〉 薬物乱用防止講座の実施

違法薬物(覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等)の危険性や弊害を正しく認識してもらうため、中学2年生を対象に薬物乱用防止教室を開催します。

〈取組6〉 女性特有の疾患等に関する予防と検診の受診体制の整備

女性特有の疾患である「子宮頸がん」への対策として、小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女子に対し、公費負担によるワクチン接種を実施します。

また、乳がんや子宮がんの早期発見に向け、乳がん検診については30歳から、子宮がん検診については20歳から毎年受診できるように体制を整え、集団検診を軸に実施するほか、40歳の方の乳がん検診及び20歳の方の子宮がん検診については、医療機関個別検診の体制も整えます。

〈取組7〉 介護予防の推進

中年期の生活習慣病予防や老年期の介護予防につなげることを目的に、参加者の健康課題に応じた取り組みの各種運動教室を実施します。

また、生活習慣病や介護予防にも効果がある「ウォーキング」を習慣化するために、参加者が時間や場所にしばられることなく、個々のライフスタイルに合わせて継続的に取り組める「健幸ポイント事業^{※1}」を実施します。

※1 健幸ポイント事業：40歳以上の方を対象に行っている、歩行した量によりポイントが貯まる制度のことで、貯まったポイントは景品に交換できる。

主要施策5. 防災における男女共同参画の推進

▶現状と課題

- ◇本町は、南関東地域での直下型地震の発生が懸念されるエリアに位置しており、津波や水害への対策を進めているところではありますが、防災における男女共同参画の視点も考慮する必要があります。
- ◇中でも、避難所での生活については、プライバシーの確保や、生理用品といった必要な支援物資について男女で差が生じるなど、女性特有の問題が発生することも想定されることから、女性の意見が反映された避難所運営が求められます。
- ◇白子町地域防災計画の策定に当たっては、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めます。また、令和3(2021)年には、千葉県男女共同参画東上総地域推進員会議^{※1}において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を行うためのリーフレットを作成し、男女双方の視点に立った避難所運営に関する周知活動も行っています。
- ◇今後においても防災に関する政策・方針決定の過程において女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立させる必要があります。

▶取組の方向性

男女双方の視点に立った防災対策を図るとともに、あらゆる人に配慮した避難所の運営に向け、取組を進めます。

▶主な取組

〈取組1〉 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

防災訓練の実施や避難所運営などの場面において女性の視点を取り入れるとともに、政策・方針決定の過程においても、女性の参画を推進します。

※1 白子町のほか、茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町の各自自治体が連携し、男女共同参画の形成を目指す会議のこと。

基本目標 3. 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

主要施策 1. 男女共同参画の実現に向けた意識づくりの推進

▶現状と課題

- ◇令和4(2022)年に行われた住民アンケートからみても、本町における男女共同参画の推進がまだ十分ではないことが考えられることから、より一層の男女共同参画に関する周知・啓発が求められます。
- ◇情報発信についても、最近では SNS を活用する動きもみられることから、これまでの方法に限らない情報発信についても検討する必要があります。
- ◇男女共同参画の推進に当たっては、情報発信を行うのみならず、定期的なアンケートや担当課による施策の実施状況の検証を行い、PDCA サイクル^{※1}を回したうえでの着実な計画の推進が必要です。

▶取組の方向性

あらゆる人に対して、男女共同参画に関する周知・意識啓発を行うとともに、その情報発信のあり方、施策の実施状況について検証を行い、着実な施策の推進体制を構築します。

▶主な取組

〈取組 1〉あらゆる人に対する男女共同参画の周知・意識啓発

インターネット、SNS(Facebook、LINE、Twitter など)、広報しらこ、回覧板など、様々な方法を活用して、男女共同参画の推進に関する情報発信・意識啓発を行うとともに、効果的な情報発信のあり方についても、検証を行います。

〈取組 2〉男女共同参画の実現に向けた調査・研究

アンケート調査などを実施することで、本町における男女共同参画の実態を把握し、施策の実施状況についても検証を行います。

※1 PDCA サイクル：Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字であり、これを繰り返すことで、継続的に事業の評価を行うことを意味しています。

主要施策2. 教育における男女共同参画の推進

▶現状と課題

- ◇「男らしさ」「女らしさ」に代表される性差による考え方は、無意識のうちに思い込みや固定観念につながるケースがあり、「自らの意欲・能力が十分に活かさない」「自ら人生設計することが難しい」「生きづらさを感じる」というような状況になることも考えられます。
- ◇本町では、近隣自治体や各種機関との連携し、男女共同参画やキャリア教育に関する講座・講演会を実施し、自分の可能性を広げるための取組を行っています。
- ◇今後においても、社会教育や家庭教育をはじめとする教育の場面において、「固定的性別役割分担意識」にとらわれず、個々が持つ可能性を広げるための取組が求められます。

▶取組の方向性

学校教育・社会教育の場面において、「男女共同参画」に関する意識を高めるとともに、キャリア教育を実施することで、自分らしく個性や能力を発揮するための地域づくりを推進します。

▶主な取組

〈取組1〉学校教育における男女共同参画の推進

小学生・中学生を対象に、「男女共同参画」をテーマとした授業や講座を実施し、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。

〈取組2〉多様な選択を可能にするためのキャリア教育の展開

あらゆる人の個性や能力を伸ばすことを目的に「キャリア」に関する講演会を開催します。

参考資料

白子町 男女共同参画推進計画 策定の経緯

時期	会議・内容等
令和4年10月～11月	男女共同参画推進計画の策定に係る基礎データの収集
令和5年1月31日	第1回 白子町男女共同参画推進審議会 開催
3月	白子町 男女共同参画推進計画 策定

白子町 男女共同参画推進審議会 委員名簿

氏名	所属等	備考
板 倉 豊	白子町男女共同参画地域推進員	会長
田 邊 淳子	白子町農業委員会	
齊 藤 正和	白子町教育委員	
片 岡 一 弥	白子町温泉ホテル協同組合	
小 林 美穂子	白子町観光協会	
諸 岡 あけみ	白子町人権擁護委員	
荒 井 満 恵	白子町女性の会	
前 畑 典子	白子町民生委員児童委員協議会	
中 村 泰子	白子町振興審議会	副会長

(敬省略)